

# 各種奨学金案内

Y M C A 学院高等学校 事務室

- 給付・貸与の金額などその他の詳細は各機関のホームページ※で確認してください。  
（※奨学金のタイトルをクリックすると、各機関のホームページへ移動します。）
- 以下はY M C A 学院高等学校で案内している奨学金です。ここに掲載している奨学金の他に市町村、民間団体などの奨学金もあります。なお、高校進学のための中学校在学中に予約をする奨学金については、在籍中学校へお問い合わせください。

## ▼在学採用（高校在学中に貸与または給付される奨学金）

| 名 称・対 象                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【貸与】大阪府育英会</b><br>（対象）保護者が大阪府内に居住し、経済的理由により修学が困難な生徒                                                                                                                                              |
| <b>【給付】大阪市奨学費（毎年申請が必要）</b><br>（対象）申請年度の7月1日時点で大阪市に住民登録があり、市民税非課税世帯の生徒<br>※生活保護世帯は対象外です。                                                                                                             |
| <b>【給付】堺市奨学金制度</b><br>（対象）申請年度の7月1日時点で次の要件を全て満たす生徒<br>・堺市内の居住先から通学している<br>・大阪府「奨学のための給付金」受給の対象外である⇒ <u>生活保護受給世帯や所得割額非課税世帯に当てはまらない</u><br>・親権者全員の前年中の合計所得が <u>基準額以下</u> の世帯<br>※基準額はホームページで確認してください。 |
| <b>【給付】八尾市奨学金制度（毎年申請が必要）</b><br>（対象）申請年度の6月1日時点で八尾市に住民票登録がある生徒であり、世帯全員の前年中の合計所得金額が <u>基準額以下</u> の世帯<br>※基準額はホームページで確認してください。<br>※生活保護世帯は対象外です。                                                      |
| <b>【貸与】兵庫県高等学校教育振興会奨学資金</b><br>（対象）保護者が兵庫県内に居住し、経済的理由により修学が困難な生徒                                                                                                                                    |
| <b>【貸与】京都府高等学校等修学金貸与制度</b><br>（対象）保護者が京都府内に居住し、経済的理由により修学が困難と認められる生徒                                                                                                                                |
| <b>【貸与】滋賀県奨学資金</b><br>（対象）保護者が滋賀県内に居住し、経済的理由のために修学が困難な生徒                                                                                                                                            |
| <b>【貸与】和歌山県修学奨励金</b><br>（対象）保護者が和歌山県内に居住し、経済的理由のために修学が困難な生徒                                                                                                                                         |

【給付】[あしなが奨学金](#)

(対象) 保護者が病気や災害、自死などで死亡、または保護者がⅠ級からⅤ級の障がい認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の生徒

▼ **予約採用※3年次生対象** (大学・専門学校等に進学後に給付・貸与が始まる奨学金)

名 称 ・ 対 象

【給付・貸与】[日本学生支援機構（JASSO）大学等予約採用](#)

(対象) 3年次に在籍し、大学や専門学校などに進学を希望し、学力基準・家計基準を満たす生徒

【貸与】[あしなが奨学金](#) (大学／専修・各種学校)

(対象)

- ・ 3年次に在籍し、翌年の4月に大学・短大・専修・各種学校の第Ⅰ学年に進学を希望している生徒
- ・ 保護者が病気や災害、自死などで死亡、または保護者がⅠ級からⅤ級の障がい認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の生徒

※大学と専修・各種学校の奨学金は同時に申請（併願）できません。